

○科学鑑定及び検査の実施に関する要綱

平成28年12月21日

山口刑研第108号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、刑事部科学捜査研究所（以下「科捜研」という。）において行う鑑定及び検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2章 鑑定

(鑑定の嘱託)

第2条 警察署長又は警察本部の課長若しくは隊長（以下「警察署長等」という。）は、科捜研に鑑定を嘱託する必要があると認めるときは、鑑定嘱託書（別記第1号様式）により刑事部科学捜査研究所長（以下「科捜研所長」という。）に対して鑑定を嘱託するものとする。

2 警察署長等は、前項の規定により鑑定を嘱託したときは、鑑定嘱託管理簿（別記第2号様式）により処理経過を明らかにしておくものとする。

3 警察署長等は、鑑定のため、鑑定資料の破壊等を行う必要があると認めるときは、鑑定処分許可状の発付を受け、これを科捜研所長に送付するものとする。

4 科捜研所長は、第1項の規定により嘱託された鑑定について、警察庁科学警察研究所その他の犯罪鑑識機関又は適当な学識経験者に鑑定を嘱託する必要があると認めるときは、警察本部長の指揮を受けてこれを行うものとし、発信簿（別記第3号様式）により処理経過を明らかにしておくものとする。

(ポリグラフ鑑定の承諾)

第3条 ポリグラフ鑑定は、鑑定を受けることを承諾し、ポリグラフ鑑定承諾書（別記第4号様式）を提出した者に対してのみ実施することができる。

(鑑定の処理経過の管理)

第4条 科捜研所長は、鑑定嘱託書を受理したときは、鑑定・検査管理簿（別記第5号様式）により処理経過を明らかにしておくものとする。

2 科捜研所長は、鑑定に際して得られた事項、写真、計測機器類のデータその他関連事項等を記録しておくものとする。

(鑑定結果の通知)

第5条 科捜研所長は、鑑定結果について、鑑定書（別記第6号様式）

により警察署長等に通知するものとする。この場合において、鑑定書には鑑定書送付書（別記第7号様式）を添付するとともに、発信簿によりその経過を明らかにしておくものとする。

- 2 警察署長等は、鑑定書を受領したときは、鑑定書受領書（別記第7号様式）に所定事項を記載し、これを科捜研所長に返送するものとする。
- 3 科捜研所長は、鑑定の結果について、早急に警察署長等に通知する必要があると認めるときは、鑑定結果通知書（別記第8号様式）により通知することができる。この場合において、警察署長等が鑑定書を必要としないときは、鑑定書による鑑定結果の通知を省略することができる。

第3章 検査

（検査の依頼）

- 第6条 警察署長等は、科捜研に検査を依頼する必要があると認めるときは、検査依頼書（別記第9号様式）により科捜研所長に対して検査を依頼するものとする。
- 2 警察署長等は、前項の規定により検査を依頼したときは、検査依頼管理簿（別記第10号様式）により処理経過を明らかにしておくものとする。

（検査の処理経過の管理）

- 第7条 第4条の規定は、検査について準用する。この場合において、第4条第1項中「鑑定嘱託書」とあるのは「検査依頼書」と、同条第2項中「鑑定」とあるのは「検査」と読み替えるものとする。

（検査結果の通知）

- 第8条 科捜研所長は、検査結果について、検査結果通知書（別記第11号様式）により警察署長等に通知するものとする。

第4章 資料

（資料の取扱いの基本）

- 第9条 鑑定資料又は検査資料（以下単に「資料」という。）の取扱いに当たっては、滅失、毀損、変質、変形、混同又は散逸の防止に配意し、証拠価値の保全に努めなければならない。

（資料の送付及び受領）

- 第10条 警察署長等は、科捜研所長に資料を送付する際は、資料ごとに鑑定・検査資料票（別記第12号様式）を添えるとともに、資料送付書（別記第13号様式）を添付するものとする。
- 2 前項の規定による送付は、手交又は逕送によるものとする。この場合において、逕送によるときは、重要文書として取り扱うものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する資料については、

手交によらなければならない。

(1) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）及びあへん法（昭和29年法律第71号）に規定する薬物等

(2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する火薬類

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に規定する銃砲クロスボウ及び刀剣類

(4) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する物

4 科捜研所長は、警察署長等から資料の送付を受けたときは、資料と資料送付書を照合し、確認した上で受領するものとする。

5 科捜研所長は、資料を受領したときは、資料受領書（別記第13号様式）に所定事項を記載し、これを警察署長等に返送するものとする。
（管理責任者）

第11条 科捜研に管理責任者を置き、科捜研所長をもって充てる。

2 管理責任者は、受領した資料について、警察署長等に返還するまでの間の管理の責に任ずる。

（保管責任者）

第12条 科捜研に保管責任者を置き、刑事部科学捜査研究所次長をもって充てる。

2 保管責任者は、受領した資料について、警察署長等に返還するまでの間の保管の責に任ずる。

（取扱責任者）

第13条 科捜研に取扱責任者を置き、管理責任者が指定する者をもって充てる。

2 取扱責任者は、受領した資料について、警察署長等に返還するまでの間の取扱いの責に任ずる。

（資料の保管）

第14条 管理責任者は、資料を受領したときは、取扱責任者に命じ、速やかに資料ごとに適当と認められる施錠機能のある保管設備に保管するものとする。ただし、当該資料が第10条第3項各号のいずれかに該当する物（以下「禁制品」という。）である場合は、保管責任者に命じ、施錠機能のある専用の保管設備に保管するものとする。

2 管理責任者は、資料を受領後、取扱責任者に命じて当該資料に係る鑑定嘱託書又は検査依頼書ごとに資料管理シート（別記第14号様式）を作成し、保管、出納及び返還の状況を明らかにしておくものとする。ただし、資料が禁制品である場合は、資料管理シートに加え、保管責任者が禁制品保管簿（別記第15号様式）を作成し、保管、出納及び返還の状況を明らかにしておくものとする。

(資料の点検)

第15条 管理責任者は、毎年2回以上、保管している資料の取扱い及び保管の状況を点検しなければならない。

2 保管責任者及び取扱責任者は、随時、保管している資料の取扱い及び保管の状況を点検しなければならない。

(資料の返還)

第16条 科捜研所長は、警察署長等へ資料を返還する際は、資料に資料返還書(別記第16号様式)を添えるものとする。

2 前項の規定による資料の返還は、手交又は通送によるものとする。この場合において、通送によるときは、重要文書として取り扱うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、禁制品である資料については、手交によらなければならない。

4 警察署長等は、科捜研所長から資料の返還を受けたときは、資料と資料返還書を照合し、確認した上で受領するものとする。

5 警察署長等は、資料を受領したときは、返還資料受領書(別記第16号様式)に所定事項を記載し、これを科捜研所長に返送するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

(科学鑑定・検査実施要綱の廃止)

2 科学鑑定・検査実施要綱(平成8年7月29日付け山口刑研第139号ほか。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、廃止前の旧要綱に定める様式による鑑定資料票を印刷した票で残存するものについては、その残存分に限り、使用することができる。

4 この要綱の施行の際、廃止前の旧要綱に定める様式で現に使用中のものについては、必要と認める期間、引き続き使用することができる。

(押収覚醒剤等取扱い要領の一部改正)

5 押収覚醒剤等取扱い要領(昭和57年3月18日付け山口保安第250号ほか)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則 (令和元年6月28日山口警務第519号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係例規通達の一部改正について(例規通達)による改正附則)

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 2 年 3 月 27 日付け山口刑企第 125 号医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 3 月 11 日付け山口生企第 147 号）

この要綱は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

別記
第1号様式（その1）（第2条、第4条、第14条関係）
（ポリグラフ鑑定以外の場合）

鑑 定 嘱 託 書					
第 年 月 日					
科学捜査研究所長 殿					
司法警察員 長 警 視 ⑩					
被疑事件について、下記事項の鑑定を嘱託する。					
記					
鑑 定 資 料	番 号	名 称	個数	採取年月日	採 取 時 の 状 態
鑑 定 事 項					
鑑 定 に 参 考 と な る べ き 事 項	犯罪の年月日時				
	犯 罪 の 場 所				
	被害者の住居、 氏 名 、 性 別 及び生年月日				
	被疑者の住居、 氏 名 、 性 別 及び生年月日				
	事件内容の概要 その他参考事項				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 1 号様式（その 2）（第 2 条、第 4 条関係）
（ポリグラフ鑑定の場合）

鑑 定 嘱 託 書 第 年 月 号 日 科学捜査研究所長 殿 司法警察員 長 警視 ㊟ 被疑事件について、下記事項のポリグラフ鑑定を嘱託する。 記		
被 鑑 定 人	住 居 氏 名 生年月日(年齢) 性別	
鑑 定 事 項		
鑑 定 に 参 考 と な る べ き 事 項	犯罪の年月日時	
	犯 罪 の 場 所	
	被害者の住居、 氏 名 、 性 別 及び生年月日	
	被疑者の住居、 氏 名 、 性 別 及び生年月日	
	事件内容の概要 その他参考事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

鑑 定 嘱 託 管 理 簿

発信番号	取扱者	事件名	鑑 定 資 料								鑑 定 結 果						備 考		
			番号	名称	個数	送付			返還資料受領			区分	受理・受領			引継ぎ			
						月	日	取扱者	月	日	取扱者		月	日	取扱者	月		日	受領者
月 日											通知書								
											鑑定書								
月 日											通知書								
											鑑定書								
月 日											通知書								
											鑑定書								
月 日											通知書								
											鑑定書								
月 日											通知書								
											鑑定書								

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 3 号様式（第 2 条、第 5 条関係）

発 信 簿

発 信			事 件 名	宛 先	嘱 託			処 理		受 理 番 号	備 考
番 号	月	日			番 号	月	日	係	担 当 者		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

ポリグラフ鑑定承諾書

私は、について、ポリグラフ鑑定を受ける
ことを承諾します。

年 月 日

住居

氏名

⑨

年 月 日生

長

司法警察員
警視

殿

鑑 定 ・ 検 査 管 理 簿

受 理			嘱 託 ・ 依 頼			受理者	引継者	担当係 (担当者)	通知書	鑑定書			資料返還		備 考
番号	月	日	所属	番号	事件名・件名				受理者	発信番号	送付者	受領書確認者	返還	受領書確認者	
				月 日					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
				月 日											
				月 日					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
				月 日											
				月 日					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
				月 日											
				月 日					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
				月 日											
				月 日					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
				月 日											
				月 日					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
				月 日											
				月 日					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
				月 日											
				月 日					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
				月 日											

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式（その1）（第5条関係）

（ポリグラフ鑑定以外の場合）

鑑 定 書

被疑者 に対する 被疑事件について、 年 月 日付け
第 号をもって 長司法警察員警視 から下記事項の鑑定を嘱託
されたので、山口県警察本部刑事部科学捜査研究所において次のとおり鑑定した。

記

1 鑑定資料の名称、個数

2 鑑定事項

3 鑑定経過

4 鑑定結果

5 参考事項

以上の鑑定は、 年 月 日に着手し、 年 月 日に終了した。

年 月 日
鑑 定 人 山口県警察本部刑事部科学捜査研究所

山口県職員

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第6号様式（その2）（第5条関係）
（ポリグラフ鑑定の場合）

鑑 定 書

被疑者 に対する 被疑事件について、 年 月 日付け
第 号をもって 長司法警察員警視 から下記事項の鑑定を嘱託
されたので、次のとおり鑑定した。

記

- 1 被鑑定人
- 2 鑑定事項
- 3 鑑定経過
- 4 鑑定結果
- 5 参考事項

年 月 日
鑑 定 人 山口県警察本部刑事部科学捜査研究所

山口県職員

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第7号様式（第5条関係）

鑑 定 書 送 付 書	
長 殿	科学捜査研究所長
年 月 日付け 第 号によって鑑定嘱託のあった 被疑事件の鑑定書は、 年 月 日付け 第 号 により送付 する。	

鑑 定 書 受 領 書	
科学捜査研究所長 殿	（取扱者 ⑩） ^長
上記の鑑定書は、 年 月 日 手交（ ）・通送 により 受領した。	課長 ⑩

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第8号様式（その1）（第5条関係）
（ポリグラフ鑑定以外の場合）

鑑定結果通知書

年 月 日

受信者	長 殿	発信者	科学捜査研究所長	対話者	取扱者

嘱託年月日・番号	
事 件 名	
被 疑 者	

上記嘱託の鑑定結果は、下記のとおりであるから通知する。

記

[illegible]

本鑑定結果通知書は、 年 月 日 午 時 分
により本職が受理した。

所属 司法

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第8号様式（その2）（第5条関係）
（ポリグラフ鑑定の場合）

鑑定結果通知書

年 月 日

受信者	長 殿	発信者	科学捜査研究所長	対話者	取扱者

嘱託年月日・番号	
事 件 名	
被 鑑 定 人	

上記嘱託の鑑定結果は、下記のとおりであるから通知する。

記

[illegible]

本鑑定結果通知書は、 年 月 日 午 時 分
により本職が受理した。

所属 司法

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

検 査 依 頼 書 第 年 月 号 日 科学捜査研究所長 殿 長 氏名 上記の者に対する について、下記事項の検査を依頼する。 記					
検 査 資 料	番 号	名 称	個数	採取年月日	採 取 時 の 状 態
検 査 事 項					
事 件 の 概 要 そ の 他 参 考 事 項					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

検 査 依 頼 管 理 簿

発信番号	取扱者	件 名	検 査 資 料									検 査 結 果					備 考
			番号	名称	個数	送付		返還資料受領			受理		引継ぎ				
						月	日	取扱者	月	日	取扱者	月	日	取扱者	月	日	
月 日																	
月 日																	
月 日																	
月 日																	
月 日																	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

	10	
--	----	--

品 名	取 扱 名

依頼年月日・番号	
件 名	
氏 名	

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

鑑 定 ・ 検 査 資 料 票		
課 警察署		
資 料 番 号		
資 料 名		個 数
採 取 年 月 日	年 月 日	
採 取 場 所		
立 会 人	⑩	
採 取 者	⑩	
被 採 取 者	⑩	
嘱 託 ・ 依 頼 年 月 日	年 月 日	
嘱 託 ・ 依 頼 番 号	第	号

備 考 票 の 大 き さ は 、 縦 8 . 5 セ ン チ メ ー ト ル 、 横 5 セ ン チ メ ー ト ル と す る 。

第13号様式(第10条関係)

資 料 送 付 書		
年 月 日 科学捜査研究所長 殿 長 年 月 日付け 第 号で 鑑定嘱託・検査依頼 する 下記の資料を送付する。 記		
番 号	名 称	個 数

資 料 受 領 書	
長 殿 上記の資料は、 年 月 日 手交 () ・ 遞 送 により受領した。 科学捜査研究所長 (取扱者 印) 取扱責任者 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

資料管理シート

1 鑑定・検査

受理		嘱託・依頼				係	係番号	担当者	備考
番号	月日	所属	番号	月日	事件名				

2 保管

資料番号	月日（日時）	受領方法	保管場所	取扱責任者（印）

3 出納

資料番号	出庫		納庫		保管場所	出庫先	取扱者
	月	日	月	日			
	時	分	時	分			
	月	日	月	日			
	時	分	時	分			
	月	日	月	日			
	時	分	時	分			
	月	日	月	日			
	時	分	時	分			
	月	日	月	日			
	時	分	時	分			
	月	日	月	日			
	時	分	時	分			
	月	日	月	日			
	時	分	時	分			
	月	日	月	日			
	時	分	時	分			

4 返還

資料番号	月日（日時）	返還方法	消費（理由）	取扱者	取扱責任者（印）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

禁 制 品 保 管 簿

番 号													
嘱 託	所属												
	事件名												
	年月日												
	番号												
資 料		番号	個数	保管場所		番号	個数	保管場所		番号	個数	保管場所	
保管年月日													
保管責任者 (印)													
取扱者													
出 納		資料 番号	月 日	出庫 (印)	納庫 (印)	資料 番号	月 日	出庫 (印)	納庫 (印)	資料 番号	月 日	出庫 (印)	納庫 (印)
			月 日				月 日				月 日		
			月 日				月 日				月 日		
			月 日				月 日				月 日		
			月 日				月 日				月 日		
			月 日				月 日				月 日		
			月 日				月 日				月 日		
			月 日				月 日				月 日		
			月 日				月 日				月 日		
			月 日				月 日				月 日		
			月 日				月 日				月 日		
			月 日				月 日				月 日		
返 還	年月日	年 月 日				年 月 日				年 月 日			
	所属												
	氏名												
受 領 確 認	年月日時	年 月 日 時 分				年 月 日 時 分				年 月 日 時 分			
	対話者												
	取扱者												

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第 1 6 号様式（第 1 6 条関係）

資 料 返 還 書		
年 月 日 長 殿 科学捜査研究所長 年 月 日付け 第 号で 鑑定嘱託 ・ 検査依頼 された下記の資料を返還する。 記		
番 号	名 称	個 数

返 還 資 料 受 領 書	
科学捜査研究所長 殿 上記の資料は、 年 月 日 手交（ ） ・ 逡送 により 受領した。 （取扱者 ⑩） 長 課長 ⑩	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 とする。